バックアップソフトウェアおまかせパック

乙は、注文書記載のバックアップソフトウェアおまかせパック（以下「本サービス」という）を以下のとおり、甲に提供します。

1. 基本サービス
   乙が甲に提供した乙推奨のバックアップソフトウェア（以下「ソフトウェア」という）を使用したバックアップポリシー設計等に関し、乙は、次の項目を実施のうえ、バックアップポリシー管理台帳(以下「成果物」という)を作成し、甲に納入します。
   ① バックアップポリシー設計
   ② 「ソフトウェア」のインストール
   ③ バックアップスケジュール設定
   ④ バックアップ設定およびバックアップ動作の確認

2. オプションサービス
   (1)「オプションソフトウェア追加オプション」
   乙は、前項で「ソフトウェア」をインストールした機器に、バックアップ機能を拡張する乙推奨のオプションソフトウェアをインストールし、バックアップ環境を設定します。なお、「オプションソフトウェア追加オプション」を契約する場合の機器の台数は、注文書記載のとおりとします。

   (2)「エージェントソフトウェア追加オプション」
   乙は、前項で「ソフトウェア」をインストールした機器にデータ等をバックアップする機器（以下「バックアップ対象機器」という）に、乙推奨のエージェントソフトウェアをインストールし、バックアップ環境を設定します。なお、「エージェントソフトウェア追加オプション」を契約する場合の機器の台数は、注文書記載のとおりとします。

   (3)「レプリカサーバー追加オプション」
   乙は、前項で設計したバックアップポリシーにもとづき、甲乙合意する機器の複製を作成する機器に、次の項目を実施するものとします。なお、「レプリカサーバー追加オプション」を契約する場合の機器の台数は、注文書記載のとおりとします。
   ① 乙推奨のレプリカ作成ソフトウェアのインストール
   ② レプリケーションスケジュールの設定

   (4)「バックアップソフトウェア追加オプション」
   乙は、前項で設計したバックアップポリシーにもとづき、「バックアップ対象機器」に、バックアップソフトウェアのインストールを実施するものとします。なお、「バックアップソフトウェア追加オプション」を契約する場合の機器の台数は、注文書記載のとおりとします。

3. 乙が「成果物」を納入または第 2 項各号の作業を完了したとき、甲はすみやかに内容を確認し、受領証または作業完了を証する書面を乙に交付するものとし，受領証または作業完了を証する書面の交付により、「本サービス」は完了するものとします。

4. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、「本サービス」の対価（以下「マルチベンダーサービス料金」という）を乙に支払うものとします。

5. 注文書記載の作業場所とは異なる作業場所で、第 2 項第 2 号乃至第 4 号のオプションサービスを提供する場合、甲は乙所定の訪問基本料金を異なる作業場所毎に乙に支払うものとします。

6. 「本サービス」完了後、乙が実施した設計・設定・「ソフトウェア」のインストールに不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入後 1 ヵ月に限り無償でその不具合を修補します。ただし、「成果物」に誤植，落丁，棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入から 3 ヵ月間は無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。

7. 甲は、「ソフトウェア」ならびに「ソフトウェア」を搭載使用する機械装置およびコンピューター・プログラム（以下「本件システム」という）を使用して甲が作成したコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、適切な防御措置を甲の費用と責任において常時実施するものとします。

8. 「本サービス」完了後、甲が「本件システム」の設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。

9. 「成果物」納入後に甲が「本件システム」の構成等を変更し、乙に「成果物」の修正等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結するものとします。

10. 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した「マルチベンダーサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

11. 甲は、「成果物」を甲の業務に使用する目的以外で、「成果物」に盛り込まれた乙固有のアイデア，コンセプト，ノウハウを乙の事前の書面による承諾なしに利用または開示・漏洩しないものとします。

12. 第 6 項乃至第 12 項の定めは、「本サービス」完了後も有効に存続するものとします。

13. 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「本サービス」を中止した場合、甲は、「本サービス」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料，「成果物」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡します。

以上